

平成 24 年 2 月 1 日

各 位

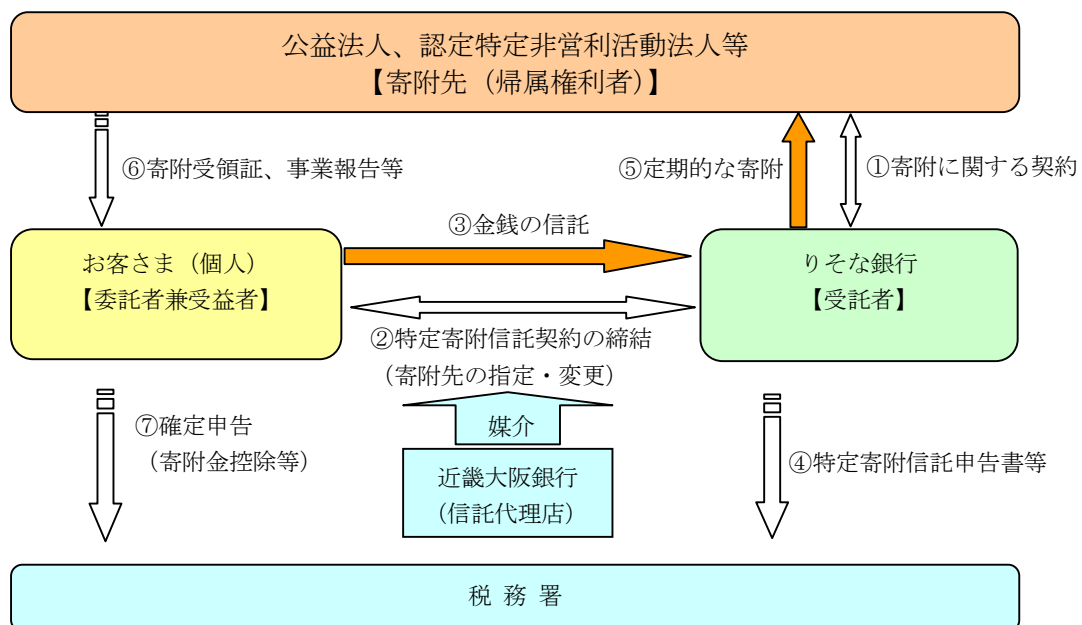
株式会社近畿大阪銀行

『特定寄附信託（愛称：応援の絆）』の取扱開始について

りそなグループの近畿大阪銀行（社長 池田 博之）は、本日より、りそな銀行の信託代理店として「特定寄附信託（愛称：応援の絆）」の取扱いを開始いたします。特定寄附信託は、信託を通じた寄附の促進により、一層の公益活動を促す観点から、平成 23 年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。

本特定寄附信託は、全国で活動する団体に加え、より地域に密着した活動を行う団体として、りそなグループの営業エリアを中心に活動する公益法人等を寄附先として取扱います。取扱開始時の寄附先は合計 15 団体で、お客さまの寄附ニーズに応じて幅広い分野からお選びいただけます。

【仕組み図】



【主な特徴】

- 寄附先は、りそな銀行が選定し契約を締結した寄附先のなかからお選びいただけます。寄附はしたいが、どこに寄附をしたらいいのかわからないというお客さまにも安心してご利用いただけます。
- 信託期間中、寄附先の事業報告がお手元に届きます。事業報告を通じて、寄附した資金の使いみちを確認することが出来ます。期間中に寄附先を変更することもできます。
- 信託された金銭は、運用収益と共にお客さまにご指定いただいた公益法人等に寄附されます。運用収益は非課税となります。
- 特定寄附信託を通じて公益法人等に寄附された寄附金についても、直接寄附と同様に確定申告により「寄附金控除（所得控除）」または「寄附金特別控除（税額控除）※」が受けられます。
※ りそな銀行が選定した公益法人には寄附金特別控除（税額控除）適用外の寄附先が含まれます。

りそなグループでは、平成 23 年 8 月に制定したグループ CSR 方針に基づき、今後も総合的な金融機能の活用により、持続可能な社会づくりへの貢献を実践してまいります。

以 上

別紙 1

【寄附先一覧】（平成 24 年 2 月 1 日現在）

	活動エリア	寄附先名称（敬称略・五十音順）	活動分野 （テーマ）
1	全国で活動	公益財団法人 交通遺児育英会	交通遺児支援
2		社会福祉法人 中央共同募金会	東日本震災復興 地域貢献
3		公益財団法人 日本自然保護協会	自然保護
4		公益財団法人 日本対がん協会	がん予防・撲滅
5		公益財団法人 日本盲導犬協会	視覚障がい者支援
6	地域に密着 した活動	公益社団法人 愛知県緑化推進委員会	緑化啓発
7		公益財団法人 大阪府文化財センター	地域文化保護
8		公益財団法人 かながわ海岸美化財団	自然保護
9		公益財団法人 京都市文化観光資源保護財団	地域文化保護
10		公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団	芸術文化振興
11		公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん治療財団	がん治療促進・人材育成
12		公益財団法人 東京動物園協会	動物園運営
13		公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会	障がい者スポーツ活動支援
14		公益財団法人 奈良先端科学技術大学院大学支援財団	科学技術発展
15		公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金	災害復興支援

- ・ 社会福祉法人 中央共同募金会への寄附につきましては、震災復興目的もしくは一般の寄附目的（地域貢献）のいずれかをお選びいただきます。

別紙 2

【商品概要】

項 目	内 容
1. ご契約者（委託者兼受益者）	個人の方
2. 信託期間	5年以上10年以内（1年の整数倍の期間）でご指定いただきます
3. 最低信託元本	100万円以上（10万円単位）
4. 信託財産	金銭のみ
5. 財産の運用	次に掲げる方法に限られます ① 預貯金（決済性預金） ② 合同運用指定金銭信託受益権
6. 中途解約の取扱い	一部解約・全部解約とも中途解約は出来ません この信託は、クーリング・オフの対象になりません（金融商品取引法第37条の6の適用はありません）
7. お客さまが直接的に負担する費用	① 設定時報酬：かかりません ② 定例管理報酬：かかりません
8. お客さまが間接的に負担する費用	<ul style="list-style-type: none"> 運用管理報酬（信託報酬）：運用先の合同運用指定金銭信託の運用収益から、元本に対して年0.01/100から5/100の範囲内で運用信託報酬を申し受けます。 その他費用：信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用（合同運用指定金銭信託およびその事務委託先の再信託における信託財産に関する租税および費用を含みます。具体的には、有価証券売買委託手数料、有価証券保管手数料、監査費用がありますが、これらに限られません。）は、信託財産（合同運用指定金銭信託およびその事務委託先の再信託の事務に要する費用はこれらの信託財産）の中から支払う場合があります。これらの費用は信託財産の運用状況、保管状況等により異なり発生時まで確定しないため事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。
9. 寄附の方法	<p>毎年の寄附額：（信託元本額/信託期間年数）＋当該年の利子額、運用収益等</p> <p>毎年の寄附額を年1回（11月15日、銀行休業日の場合は前営業日）、寄附先が指定する口座に入金いたします</p>
10. 税制上の優遇	<p>① 利子所得は非課税です。</p> <p>② 信託期間中、寄附金控除または寄附金特別控除（税額控除）が受けられます。 ※委託者は、信託契約締結後、りそな銀行を経由して居住地の所轄税務署に「特定寄附信託申告書」と信託契約の写しを提出します。</p> <p>③ 寄附金控除等を受けるため、寄附先から送付される「寄附受領証」を添付の上確定申告を行う必要があります。</p> <p>④ 寄附先によっては寄附金特別控除が受けられない場合もございます。</p>

このお知らせは、近畿大阪銀行の「特定寄附信託」の取扱開始に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

【本商品のリスクについて】

- ・ 特定寄附信託には元本補填契約はありません。
- ・ この信託は預金保険制度の対象外商品です。
- ・ この信託の運用先のうちりそな銀行の合同運用指定金銭信託では、貸付金、株式等の有価証券で運用することもあり、貸出先や有価証券発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託元本に欠損が生じる可能性があります。信託元本に欠損が生じた場合には、信託終了時に、りそな銀行が完全に補填します。ただし、りそな銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には補填を履行できない場合があります。また、合同運用指定金銭信託で運用する場合には、金融機関から受け入れた預貯金等として預金保険の対象外の預金等とされるため、預金保険の保護は受けられません。
- ・ 利益の補足は行いません。

【商号、登録金融機関である旨、登録機関番号及び加入協会等の記載について】

- ・ 商号等／株式会社近畿大阪銀行
登録金融機関／近畿財務局長（登金）第7号
加入協会／日本証券業協会